

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理に係る申出書

平成 年 月 日

石川県知事 谷本 正憲 様

郵便番号 920-8580

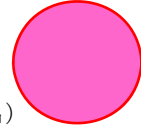
住 所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

氏 名 株式会社石川県庁

代表取締役 石川太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-225-1111



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の改正に伴い、平成29年10月1日以降の産業廃棄物処理業における水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取り扱いについて、事業の範囲を明らかにするため、関係の書類を添えて、下記のとおり申し出ます。

また、この申出書に基づき、産業廃棄物処理業の許可証の書き換えが行われることに異議なく同意します。

許可年月日・許可番号	平成29年9月29日・第0170139999号
業の区分	産業廃棄物収集運搬業
事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	積替え、保管を除く。 汚泥(含水率85%以下のものに限る。) ばいじん 廃プラスチック類* 金属くず* ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず* (*自動車等破砕物であるものを除く。) これらのうち判定基準に適合しないもの、特別管理産業廃棄物であるもの及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く以上5種類 水銀含有ばいじん等を【含む・除く】 水銀使用製品産業廃棄物を【含む・除く】

- ・水銀含有ばいじん等を含む「汚泥」及び「ばいじん」を取り扱わない。
- ・水銀使用製品産業廃棄物を取り扱わない。

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理に係る申出書

平成 年 月 日

石川県知事 谷本 正憲 様

郵便番号 920-8580

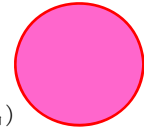
住 所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

氏 名 株式会社石川県庁

代表取締役 石川太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-225-1111



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の改正に伴い、平成29年10月1日以降の産業廃棄物処理業における水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取り扱いについて、事業の範囲を明らかにするため、関係の書類を添えて、下記のとおり申し出ます。

また、この申出書に基づき、産業廃棄物処理業の許可証の書き換えが行われることに異議なく同意します。

許可年月日・許可番号	平成29年9月29日・第0170139999号
業の区分	産業廃棄物収集運搬業
事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	積替え、保管を除く。 汚泥(含水率85%以下のものに限る。) ばいじん 廃プラスチック類* 金属くず* ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず* (*自動車等破砕物であるものを除く。) これらのうち判定基準に適合しないもの、特別管理産業廃棄物であるもの及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く以上5種類 汚泥：水銀含有ばいじん等を【 含む ・除く】 ばいじん：水銀含有ばいじん等を【含む・ 除く 】 水銀使用製品産業廃棄物を【 含む ・除く】

- ・水銀含有ばいじん等を含む「汚泥」を取り扱わない。
- ・水銀含有ばいじん等を含む「ばいじん」を取り扱う。
- ・水銀使用製品産業廃棄物を取り扱わない。

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理に係る申出書

平成 年 月 日

石川県知事 谷本 正憲 様

郵便番号 920-8580

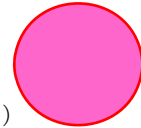
住 所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

氏 名 株式会社石川県庁

代表取締役 石川太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-225-1111



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の改正に伴い、平成29年10月1日以降の産業廃棄物処理業における水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取り扱いについて、事業の範囲を明らかにするため、関係の書類を添えて、下記のとおり申し出ます。

また、この申出書に基づき、産業廃棄物処理業の許可証の書き換えが行われることに異議なく同意します。

許可年月日・許可番号	平成29年9月29日・第0170139999号
業の区分	産業廃棄物収集運搬業
事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	積替え、保管を含む。 廃プラスチック類 木くず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類 これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの石綿含有産業廃棄物であるものを除く以上5種類 水銀含有ばいじん等を取り扱いません。 水銀使用製品産業廃棄物を【含む・除く】

- ・水銀含有ばいじん等を取り扱わない。(水銀含有ばいじん等の産業廃棄物は、事業の範囲に無い。)
- ・水銀使用製品産業廃棄物を取り扱わない。

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理に係る申出書

平成 年 月 日

石川県知事 谷本 正憲 様

郵便番号 920-8580

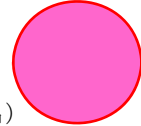
住 所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

氏 名 株式会社石川県庁

代表取締役 石川太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-225-1111



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の改正に伴い、平成29年10月1日以降の産業廃棄物処理業における水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取り扱いについて、事業の範囲を明らかにするため、関係の書類を添えて、下記のとおり申し出ます。

また、この申出書に基づき、産業廃棄物処理業の許可証の書き換えが行われることに異議なく同意します。

許可年月日・許可番号	平成29年9月29日・第0170139999号
業の区分	産業廃棄物収集運搬業
事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	積替え、保管を除く。 廃酸、廃アルカリ 積替え、保管を含む。 汚泥、ばいじん、廃プラスチック類、木くず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類 これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む以上9種類 廃酸、廃アルカリ：水銀含有ばいじん等を【含む・除く】 汚泥、ばいじん：水銀含有ばいじん等を【含む・除く】 水銀使用製品産業廃棄物を【含む・除く】

- ・水銀含有ばいじん等を含む「廃酸」、「廃アルカリ」を取り扱わない。
- ・水銀含有ばいじん等を含む「汚泥」、「ばいじん」を取り扱う。
- ・水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う。